

市川市立信篤小学校「学校いじめ防止基本方針」

R2.4.2

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、人間として絶対に許されない行為である。

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして「いじめは、どの子どもにも、起こりうるものである」という認識に立つ必要がある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することのないようにする。また、教職員はいじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めるために、いじめの防止等のための対策を行う。あわせて、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に取り組むことができるよう、学校を含め、地域でいじめの問題を考える。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(いじめの解消の定義)

当該児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。いじめに係る行為が止んでいるかの判断は、当該児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の組織

①名称及び組織構成等

(名称) ・美しく部会

(構成員) ※状況により、この中で、柔軟に対応をする。

- ・学校基本方針の策定、周知…全教職員
- ・日常的な業務(事務局)…教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談、養護教諭
- ・緊急会議…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、担任、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー(ゆとろぎ相談員)

(役割)

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画(生徒指導計画とかねる)、実行、検証、修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

②校内研修、対応力強化について

- ・いじめ問題やネットモラル関係の最新の情報を会議等で伝える。
- ・特にLINE等の無料通話アプリやSNSなどの携帯・スマホの最新情報や問題点を収集して、教職員をはじめ保護者、地域の方へ積極的に周知していく。
- ・いじめを起因とする不登校の児童についての対応や支援方法について会議等で職員に情報共有を図る。

(2) いじめ防止の基本方針

①いじめの未然防止

(基本的な考え方)

- ・いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(措置)

- ・いじめ防止対策推進法を児童、保護者に周知する。
- ・差別的発言や児童を傷つける発言等教職員の不適切な発言や、体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎むこと。(発達障害についての理解を深める。)
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、児童一人一人に自己有用感を高める。
- ・児童の自発的な活動を支援する。

- ・4月、6～7月、9月、2月に道徳や学級活動、いのちを大切にするキャンペーン等で、すべての学級でいじめ等に関する指導を行う。
- ・人権教育を実施し、児童生徒の人権意識を高める実践を行う。
- ・4～6年に対し、ネットモラルなどに関した授業について外部講師も活用しながら、総合、道徳などで、年間を通して計画的・系統的に行う。

②いじめの早期発見について

(基本的な考え方)

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。

(措置)

- ・定期的なアンケート調査を6月頃と2月頃、長期休み前の年間5回、また教育相談を6月と2月の年間2回実施することで、いじめの実態把握に取り組む。(4、5、6年のアンケートには、インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける)
- ・アンケート調査だけではなく、休み時間等の人間関係を教職員が観察していき、日常的に早期発見に取り組む。
- ・児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。特に保護者には、夏休み前後(全員)、冬休み前(希望者)の面談で何かあれば伝えるようにする。

③いじめを認知した場合の対応について (いじめの相談・通報を含む)

(基本的な考え方)

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・どの児童もいじめの傍観者とならないように指導をする。
- ・被害児童へのいじめに係る行為がなくなるように指導をした後、相当の期間観察をして、解消へとつなげる。相当の期間とは3か月を目安とする。

(措置)

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・いじめの発見、相談を受けた場合には、速やかに事実の確認を行う。
- ・いじめに関わる児童(いじめられた児童、いじめた児童、通報した児童など)への事実確認は、できる限り複数の教職員や管理職を交えて行い、細かい記録をとるようにする。暴言や威圧等の不適切な聴き取りは行わず、適宜休憩時間を取る。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止の組織」に直ちに情報を共有する。

- ・組織を中心に、いじめの調査・再発防止について協議・対応する。
 - ・事実確認の結果の報告は、被害・加害児童の保護者に基本的には担任である教職員が責任を持って行う。事案によっては、管理職(校長・教頭)をまじえて報告を行う。
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
 - ・いじめられた児童、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。
 - ・いじめられた児童には、ゆとり相談員、養護教諭、中学校ブロックのスクールカウンセラー等を活用し、心のケアに努めていく。場合によっては、安心して学校に通うために、別室登校などを促していく。
 - ・いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。またいじめられた児童や知らせてくれた児童に圧力をかけることがないように観察したり、指導したりしていく。
 - ・いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - ・いじめた児童、いじめられた児童の様子を含め状況を注視し、相当の期間(3か月を目安)が経過した段階で、いじめの解消がされているか判断する。なお、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、3か月の目安にかかわらず、より長期の期間を設定して、観察していく。
 - ・いじめた児童、いじめられた児童が同じ学校に在籍していない場合、学校相互間で連絡協力体制を整備し、支援、助言が適切に行えるようにする。
 - ・放課後児童クラブ(学童)とも連携を図り、相互間で連絡協力体制を整備し、支援、助言が適切に行えるようにする。
-
- ・ネット上の不適切な書き込みについては、直ちに削除する措置を取る。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署等に通報し、適切に援助を求める。
 - ・学校以外のいじめ相談窓口(24時間子供SOSダイヤル、千葉県子供と親のサポートセンター、千葉いのちの電話)などがあることを、文書等を通じて周知する。
 - ・いじめについて取り扱う授業では、以下のことに留意しながら指導する。
- ① いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えない。
 - ② いじめの傍観者とならないために、いじめについて相談することや通報することは重要である。
 - ③ 相談・通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではない。

(3) 重大事態への対応

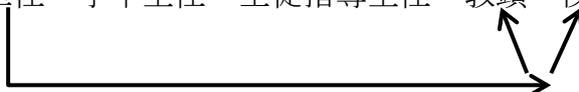
重大事態

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合 ③ 身体に重大な障害を負った場合
② 金品等に重大な被害を被った場合 ④ 精神性の疾患を発症した場合

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童の自殺の企図等）や、相当の期間（30日以上を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事案が発生した際は、次の通り速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→教育委員会



- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。
③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
④ 調査結果を、教育委員会に報告する。
⑤ 調査結果を踏まえ、教育委員会とともに、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(4) 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

- ・ いじめ問題を隠蔽しない。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検・評価を行う。

(措置)

- ・ 学校便り、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・ 毎年度、児童、保護者へのアンケート調査の中の生徒指導関係についての項目に基づき、統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・ いじめの問題への取り組みを、保護者、児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。